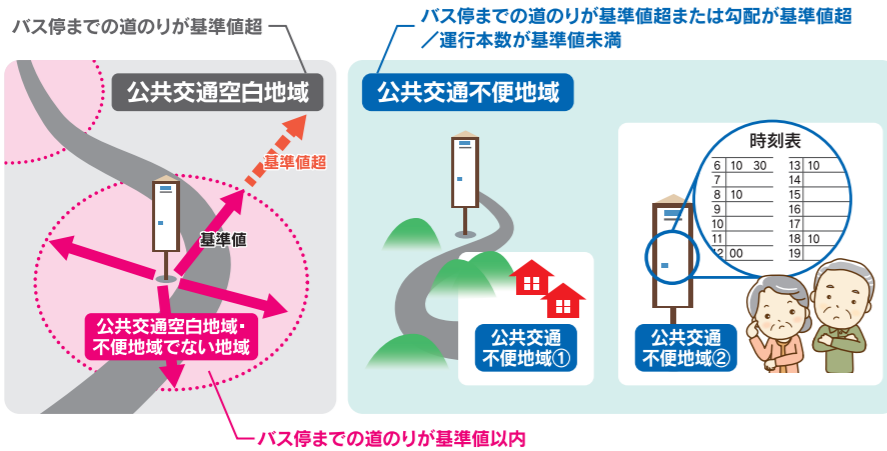


公共交通空白地域等ってなに？



公共交通が利用しにくい環境を、バス停からの距離等をもとに定めています。
定義の詳細や該当地域等については、お問い合わせください。



どうして地域が主体的に取り組むの？

みなさんが利用しやすい公共交通としていくためには、実際に利用するみなさんで検討することが重要です。地域のみなさんが主体的に取り組むことで、より便利で効率的な公共交通サービスが期待されます。
このため、地域で公共交通に対する検討組織が立ち上がっている、または立ち上げる予定があることが前提です。


行政はどんな支援をするの？

市は、地域のみなさんが検討していくためのデータの整理や調査の準備・集計等の人的支援や、試験運行や本格運行に係る費用等への経済的支援、交通事業者や国の機関との調整支援等を行います。一度にすべての地域に対応していくことは困難なため、以下の地域について優先的に取り組みます。

- ①公共交通空白地域に該当し、高齢者人口が多い地域
- ②公共交通空白地域人口が多い地域
- ③公共交通不便地域に該当し、高齢者人口が多い地域
- ④公共交通不便地域に該当し、人口が多い地域

既存の交通との役割分担

市内には、鉄道や路線バス、タクシーなどが運行しています。このガイドラインで対象とする公共交通空白地域等における新たな公共交通は、既存の公共交通機関と競合しないことが原則で、地域内での交通を確保することを目指しています。
また、検討段階においても、既存の公共交通との協議を十分に行う必要があります。

 **佐賀市 企画調整部 企画政策課 交通政策室**
〒840-8501 佐賀市栄町1番1号（本庁舎中棟2階）
TEL：0952-40-7038 E-mail：kikakuseisaku@city.saga.lg.jp




佐賀市HP

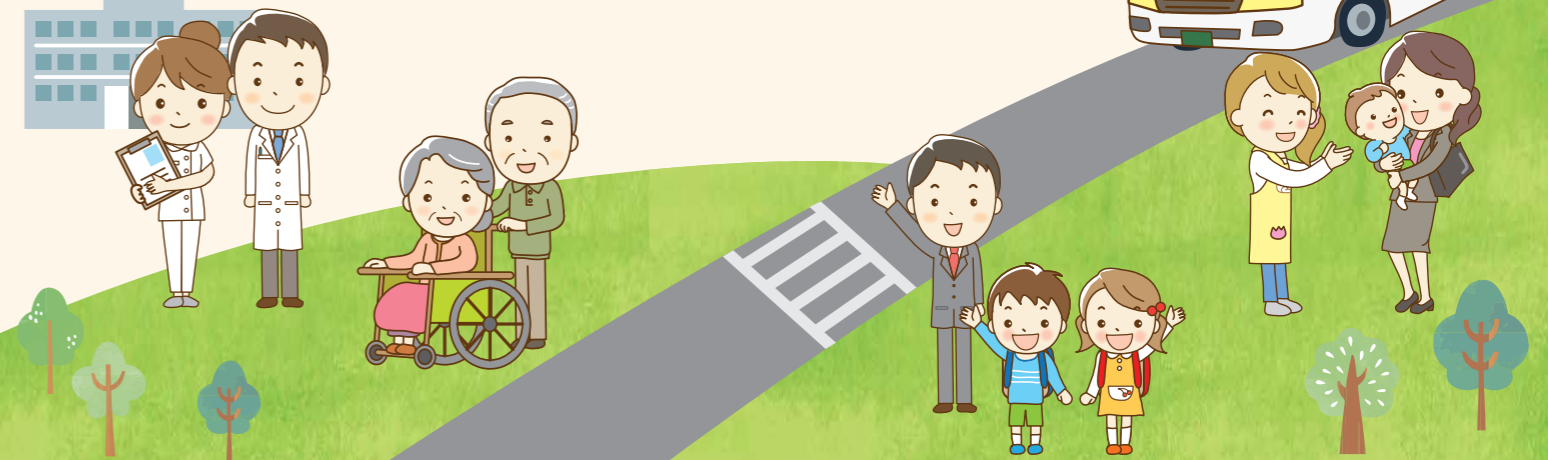
みんなで地域の移動手段を考えましょう

概要版

公共交通空白地域等における 地域内交通の導入ガイドライン

公共交通を利用しにくい地域の方がもっとお出かけしやすくなるために、地域が主体となった検討や取組を市や交通事業者がサポートします。

令和2年3月
 **佐賀市**



地域内交通導入の流れ

0. 取組を始める前に

地域内交通の導入に取り組むかどうか、地域で話し合みましょう。

【作業事項】

- ・地域内でどこに移動したいのかを確認
- ・現状でどのような公共交通が運行しているのかを確認
- ・検討対象地域に該当するのを確認

1. 組織をつくる

地域で移動手段を考えていくための組織を立ち上げましょう。

【作業事項】

- ・検討組織をつくる(自治会、まち協等)
- ・検討支援に向けた行政への相談



2. 課題を把握する

どこに住民が住んでいるのか、いつ、どこに出かけているのかといった地域の移動特性と、地域にある公共交通サービスを整理し、解決すべき課題を把握しましょう。

【作業事項】

- ・地域特性データの整理(人口等、施設、移動特性、交通弱者、公共交通の利用状況等)
- ・アンケート調査、ヒアリング調査等



3. 地域に望ましい交通サービスを考える

対応する移動需要を踏まえて、どのような移動手段が相応しいのかを考えましょう。

【作業事項】

- ・新たな移動手段で担う移動需要の確認(どのような人のどのような移動を支えるのか)
- ・移動需要に対応する交通サービスの検討
～運行時間はいつ?～
～ルートはどこからどこまで?～
～何人乗りの車両が必要?～

4. 運行内容を考える

必要な移動手段を実現していく方法を考えましょう。交通事業者にも協力してもらいながら検討を進めましょう。

【作業事項】

- ・運行内容の詳細検討(運行ルート・運行エリア、利用者登録・利用予約、運行ダイヤ・運行曜日、運行車両、運賃)
- ・交通事業者との協議
- ・国土交通省(運輸支局)との協議

5. 試験運行で効果や課題を検証する

試験運行を行って、効果や課題を検証し、より使いやすく、持続可能な交通サービスへ磨きをかけましょう。

【作業事項】

- ・試験運行の準備(交通事業者の選定、事業許可申請、車両の調達、バス停の設置、周知・広報・利用促進等)
- ・本格運行に至る目安の設定(目安を下回る場合は運行内容を見直し)
- ・効果検証(運行上の課題、利用状況、運行面、運営面のチェック)
- ・運行内容の見直しの検討

6. 本格運行&改善を図る

持続的な運行に努めましょう。

【作業事項】

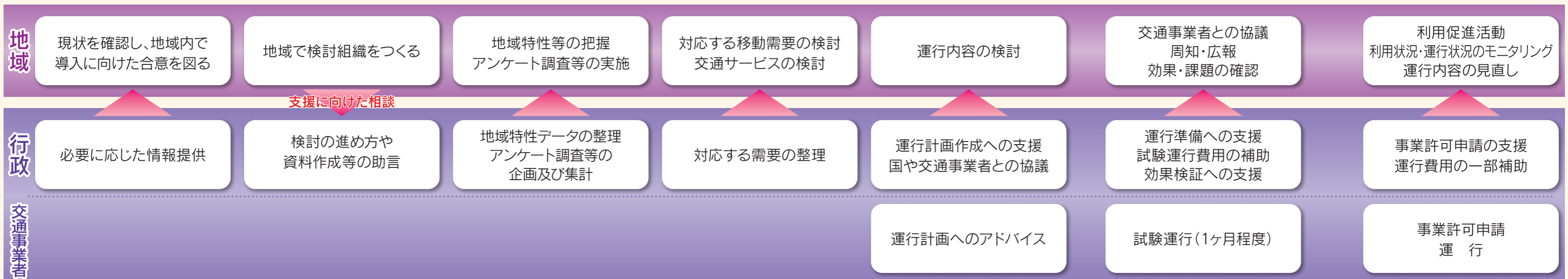
- ・事業許可申請
- ・利用促進活動の実施(チラシ等で呼びかけ、利用状況の広報、地域行事等での利用、バス停等の清掃)
- ・運行内容の見直し

6. 運行をとりやめる

運行で十分な効果が得られない場合には運行のとりやめを検討しましょう。

必要に応じて佐賀市地域公共交通会議での承認

佐賀市地域公共交通会議での承認



地域、行政、交通事業者の基本的な役割

- 地域** 検討の主体、運営主体、利用促進活動(チラシ配り、利用状況調査・報告)、積極的な利用
- 行政** 検討支援、検討にかかる人的支援(資料作成、ファシリテーターの派遣)、試験運行への補助、本格運行への一部補助、関係者調整支援
- 交通事業者** 運行計画へのアドバイス、事業許可申請、運行

本格運行に至る目安の設定(運行の見直しを検討する目安)

試験運行の結果、本格運行とするかどうかの判断基準として、国の基準を準用し、次のとおり目安を設定します。この目安は、本格運行後も運行を継続するかどうか検討する目安となります。
※判断基準は、国庫補助基準に準じるため、見直しの可能性があります。

- 定時定路線の場合** 1往復2人以上
- 区域運行(予約型乗合タクシー等)の場合** 設定便数に対する予約率30%以上